

第 5 回

米流通システム検討会議事録

於：農林水産省 7 階講堂

平成 20 年 11 月 7 日

農林水産省

目 次

	ページ
1.開 会.....	1
1.議 事	
(1)取りまとめに向けた論点(案)の説明	
トレーサビリティ.....	1
原料米原産地表示.....	19
流通規制、罰則の強化.....	32
(2)委員要求資料の説明.....	36
(3)その他.....	37
1.閉 会.....	38

開 会

枝元計画課長 御苦労さまでございます。ただいまから第5回米流通システム検討会を開催させていただきます。

委員の皆様方には、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

配付資料でございますが、資料1、「取りまとめに向けた論点(案)」、資料2、「委員要求資料」でございます。よろしゅうございますでしょうか。

本日の検討会委員の出欠状況でございますが、阿南委員におかれましては、都合がつかず欠席という御連絡をいただいております。

あと、本日の検討会でございますが、前回の終了時に、これまでの議論ですとか業界ヒアリングの内容も踏まえて議論を深めていただきたい旨申し上げたところでございます。しかしながら、検討会の議論も本日を含めて残り4回となったところでございまして、座長初め複数の委員の皆様からも、事務局から新たなシステムのたたき台をお示しして、それをもとに議論を深めていくべきではないかというような御指導もいただいているところでございます。

なかなかシステムのたたき台というところまで参りませんけれども、事務局といたしましては、「取りまとめに向けた論点(案)」ということで本日御説明をしたいと思っております。

それでは、議事進行を座長にお願いいたします。

議 事

(1) 取りまとめに向けた論点(案)の説明

(1) トレーサビリティ

吉田座長 それでは、ただいまから議事に入ることにいたします。

先週は業界のヒアリングを実施しました。きつい日程でありましたが、御協力に感謝を申し上げます。

枝元計画課長から説明がありましたとおり、本日以降、米のトレーサビリティ、原料原産地表示、流通規制の新たなシステムの導入に当たっての実務的な詰めを議論していく必要がございます。

本日、事務局から説明を受ける「取りまとめに向けた論点(案)」については、本検討会としての議論を深めるための材料として、事務局から示されたものであります。

これにつきましては、委員の皆さんのお考えから見て、少なくともこうすべきではないか、最小限このような仕組みにすべきではないかということを確認にいただければ幸いです。

なお、「委員資料要求」については、「取りまとめに向けた論点(案)」の議論の終了後、計画課長から説明をお願いすることとします。

「取りまとめに向けた論点(案)」を見ていただきますとわかりますように、トレーサビリティ、原料原産地表示、流通規制というのはそれぞれ関連しておりますが、同時に個々の問題を詰める必要があると考えますので、トレーサビリティ、表示、流通規制に分けてそれぞれ説明をいただいて、それぞれの課題について議論をやると。全体としては、最後、関連することがあれば、流通規制のところ全体を通して議論をしていきたいと思っております。

それでは、枝元計画課長お願いします。

枝元計画課長 それでは、資料1に基づきまして御説明申し上げます。

まず、「トレーサビリティ」の部分につきまして御説明いたします。私どもなりに勉強をし、考え得る選択肢をできる限り幅広く載せるという形で、一応論点(案)という形にさせていただいたつもりでございます。なかなかこちら勉強が追いついていないところもございまして、こういう論点が抜けているとか、ここはこうだとか、最低限こうすべきとかいろいろ御指導いただければありがたいと思っております。よろしく願いいたします。一応この論点につきましては、第1回目に配付いたしました論点に沿いまして、ほぼ整理をしているつもりでございます。

まず、トレーサビリティの1番、仕組みでございます。これは最初第1回目に御説明いたしましたとおり、幾つかの仕組み、EUですとか、日本でいきますと牛トレですとかがございます。それでは米についてどうするかということでございますが、米関連商品において問題が発生したときに、流通ルートを迅速かつ的確に解明することにより、1点目が食品危害の発生・拡大を最小限に抑える、食衛法、2点目が表示の適正化を図る、JAS法、3点目が適正な流通を確保する、食糧法、こういう3つの目的を担保し、米の

流通に対する消費者の信頼の確保を図るための措置として、対象品目の範囲で対象事業者が流通履歴を記録し、保存する仕組みとしてはどうかということで、基本的にはE U方式なり、例えば私どもの消費・安全局のほうでいろいろまとめているようなトレーサビリティの方式を基本とすべきではないかと考えているところでございます。なかなか牛トレのように最初から最後まで番号で管理するということは、やはり米については難しいのではないかと考えています。

2番目の論点の対象品目でございますが、これはいろいろなことが考えられると思っております。問題が発生した場合に遡及することが必要な品目の範囲という観点で、できる限り米の関連商品を広くすべきだという考え方もありますし、最後まで行きますと、例えば米を原料とする調味料を使用した商品、そういうものまでも対象としていく、こういうのは広範過ぎるのではないかと、さまざまな幅があるかと思えます。

そこにつきまして、では米というのは何かということですが、例えば食糧法なり食糧法施行令では、米穀等というものがこの から で定義をされておまして、米穀、これは玄米、精米、米穀粉、ひき割りもしくはミール、あと、 が加工品関係になりますが、30%以上米穀が入っている調製食料品、もちとかだんご、その他。粒状の米穀で、あらかじめ加熱による調理その他調製したもの。これはいわゆる加工米飯と言われたり、アルファ化米と言われたりしているものでございますが、そういうもの。その他大臣が指定するもの、これは非常に細かく多々ございますが、例えばペレットですとか米菓の生地ですとか、そういうものが指定されているところでございます。これが一応食糧法で言う米穀等という概念でございます。

2ページを開いていただきまして、ではトレーサの範囲をどう考えるかということで、これまた後ほどいろいろ御意見をいただければと思いますが、少なくとも今申し上げたから のような米穀そのもの、米穀粉、ひき割りなりミールというような米のまま流通するもの、加工品の原材料となるもの、こういうものは対象にすべきではないのかとの考え方があってはならないかと思えます。

さらに、例えばお米を使ったお菓子ですとか、米粉パンなどの加工品ですとか、米を原料とした調味料、例えばしょうゆなりみそを使用した商品、米でん粉を使用したような商品、このような商品をどこまで対象と考えたらいいのか、こういう幅が考えられるということでございます。

対象事業者でございますが、ここにつきましては施行を延ばすとかそういうことは別と

いたしまして、基本的には対象品目を取り扱うすべての事業者。米の場合ですと農業者から、最終的に例えばスーパーですとか、外食ですとか、農業者のところで作って、その米がずっと流れていった最終消費者に販売なり提供なりする、そこまでのすべての事業者とする必要があると考えられるが、どうすべきかということでございます。

あと、トレーサの命だろろうと思いますが、記録の内容をどのように考えるかということで、対象品目の取引に係る流通履歴の記録及び備え付けを義務化する必要があると思いますが、それではその内容をどうするかということでございます。

から まで整理してございますけれども、出入りのロットごとの名称。米の場合は、例えば産地名、用途などの内容、出・入の数量、出・入の年月日、出・入の相手側の氏名なり名称。例えばブレンドですとか、その企業の中で加工する、米を仕入れてきて、もしくは米粉を仕入れてきて、それを何かに加工する、そういう工程が非常に多ございますので、入荷したものと出荷したものと対応関係が識別するのに必要な事項。その他、例えばフレコン等の荷姿等々必要な事項ということで、これはいろいろなレベルがあるかと思えます。この辺は食衛法上でも、例えば今努力義務がかかっておりますが、その中でも幾つかレベルがあるとか、そういう状況等になっているところでございます。基本的にはこのようなことかなということでございます。

あと、記録の保存期間でございますが、これは一つの考え方は一律、例えばE Uですと5年となっておりますが、このようなことですとか、あと、対象品目によって当然賞味期限等が異なりますので、一律何年とした上で、賞味期限等を見ながら品目に応じて期間を分けるとか、最初から品目に応じて期間を分けるとか、幾つかのパターンがあるのではないかと考えております。

3 ページでございますが、これらの記録内容等、トレーサを担保する措置といたしまして、次のような措置についてどう考えればいいのかということで、1 つは、定期的に報告をいただく。また、行政のほうから報告徴求なり立入検査、そういうことができる。として罰則、このような考え方があるのではということでございます。

7 番は、ちょっとトレーサそのものというよりは、今回いろいろと議論になっている点での問題提起でもございますが、問題発生時の措置ということで、そういう対象品目を回収することについてどう考えればいいのか。また、その対象の事業者を公表することについてどう考えればいいのか、このあたりについてもいろいろ御議論、御意見をいただければありがたいと思っております。

トレーサにつきましては以上でございます。

吉田座長 どうもありがとうございました。

それでは、今の報告に基づいて、それぞれ各委員のお考えあるいは質問等がありましたらお願いいたします。どうぞ御自由にお願ひします。

佐藤委員。

佐藤委員 トレサビですが、対象品目の範囲について1点申し上げたいのですが、今回の三笠の問題については酒造関係がかなりお使いになっていたわけでありまして。今回の対象品目の範囲には、そのお酒が含まれてないのですが、その辺いかがなのでしょう。

吉田座長 枝元課長お願いします。

枝元計画課長 お酒は、2 ページのみそとか米菓、米粉パンなど米穀等の加工品ということだろうと思いますので、この「等」の中に、例えばお酒ですとか、これもまた御議論いただきたいと思いますが、米を使ったエサとか、この加工品というのは非常にいろいろなものがあると思います。

佐藤委員 それを包括されていると理解してよろしゅうございますか。

枝元計画課長 ここの加工品は、米を使って加工したものということで、その中でも更に分けるとか、いろいろな御議論があろうかと思ひますけれど、除いているということではございません。

佐藤委員 わかりました。

吉田座長 阿久澤委員お願いします。

阿久澤委員 やはりこの範囲の問題が一番大きいかと思ひます。今回のこの検討会の趣旨は、先ほどもありましたように事故米の不正規流通の防止ということにあります。そこで、事故米につきましてはもう既に廃棄することで決定しておりますが、それがきちんと廃棄されるのか、要するに生まれ変わらないというような逆のトレーサ、そちらが重要ではないかと思ひます。

それと非食用米の管理、すなわちそのトレーサがしっかりできれば、あとは最低限安全な米が我々に供給されるという、最低限のラインはそこで担保されるのではないかと思ひます。非食用米のことが抜けているのではないのでしょうか、むしろ今回の討論の趣旨としては非食用米のほうが大事ではないかと、私は考えています。

吉田座長 回答が必要ですか。

阿久澤委員 いえ、また機会があったらということ。

吉田座長 御意見ということで。

どうぞ、藤田委員。

藤田委員 前の2回のヒアリングの結果、各業界における安全性の取り組み確保は行われていっているということがよく確認できたと思います。そういう中でトレーサの努力義務への対応、これはまだまだ議論の余地はあると思うのですが、第2回目だったと思いますが、新山委員がおっしゃいましたとおり、先ほどの阿久澤委員も一緒だと思うのですが、やはり用途限定米の横流しということが発生しないようなシステムを確立する、そしてルールづくりをするということが、まず基本的に消費者の信頼を勝ち得る第一歩ではないかと思います。

今日の資料の1行目の「問題が発生したとき」ということであれば、事後処理ということになるが、やはり事前に予防措置としてどのようなシステムづくりをするのかということの議論が必要だと思います。

吉田座長 用途限定米ないし非食用米のところをどうするかという議論ですね。

どうぞ、川崎委員。

川崎委員 ちょっと確認というか教えてほしいのですけれども、私の記憶というか理解と合っているのかなのですけど、1ページの対象品目のところで、例えばということで「食糧法、食糧法施行令で定める」ということで、からずっと書いているのですけれども、このことと、当然今の生産調整のいろいろな要領の中に書かれている、いわゆる国産の加工用途の用途というのは、基本的にダブるといいますか、そのように理解しているのかということが1点。

それと、2ページですけれども、対象業者の範囲とありますけれども、先ほど枝元課長の御説明のところに、取り扱うすべての業者というふうな考え方のところ、農業者からずっと流通業者という御説明があったように私は聞いたのですけれども、生産者というような単位で考えるのか、あとは、いわゆるそれを取り扱う業者、もっと簡単に言うと、生産者と農協の関係みたいなものをどのように考えればいいのか。食衛法上では委託の場合、農協がという主旨の発言があったのでは。これも食糧法上の業者という整理のところから見るとどのように考えるのか、そこら辺のところを少し教えていただきたいと思ったのです。現実に今の体系の中でどのように理解すればいいのかということをお教えしてほしいと思います。

吉田座長 枝元課長お願いします。あと、先ほどの件もあれば。

枝元計画課長 では、川崎委員の御質問から参りますと、この食糧法上の米穀等と例えば生産調整上の加工用米において可能とされている用途は、必ずしも完全には一致しておりません。ここで言っているのは、 から は、ある意味、米そのものであったり、加工品のもととなるもの。また の中でも、ペレットとかはそういうことだろうと思います。あと、もち、だんご、その他これらに類する調製食料品という範囲が案外ちょっと狭かったりもして、そのように思いますと、大ざっぱに申しますと から やペレットなども含めたそういうものと、それを使って加工した製品、これはいわゆる加工用米の用途と合致をしていると思います。

さらに、米を原料としてつくった調味料を使用した商品、米でん粉を使用した商品、大体4つのイメージで分ければいいのかと思います。そういう意味では加工用米の加工用途は、今私が申し上げた2番目のところに入るということで、必ずしもこれと厳密には一致いたしませんけれども、そんなに大きくずれているわけでもございません。

対象事業者の範囲ですが、トレーサビリティでございますので、例えば米のままいくということを前提といたしますと、当然ながらつくられた農業者の方が、だれに対して、いつ、どれだけのお米を出したということを当然記帳していただくことから始まって、それが流れていって、例えばスーパーで売るとすれば、スーパーはいついつ、だれから、何トン買いましたということがわかる。それがあるところで問題が起こったときに、前にも後ろにもきちんと遡れるということを担保しようということなので、当然農業者も入ると理解いたします。

あと、農業者と例えば農協みたいに、農協に売るのはなくて農協に販売を委託するような場合をどう考えるのかとか、農家の方も非常に小さい方が多いので、対象事業者の範囲というのは、少し私の考え方を申し上げさせていただければ、基本的にはすべてやった上で、例えば小さい農家の方とか中小企業の方とかというものの取り扱いを、例えば適用除外だとか、施行をもっと何年かずらすとか、そういう議論というのは一つあると思います。

もう1つは、農家が基本的には農協に全部出して、農協のカントリーが一つの開始だと思えば、農協が農家のかわりに記帳するみたいなもの、何かそういう仕組みもあろうかと思えます。ただ、基本的にはやっぱり生産者から始まって、売られるところまでと思っています。

あと、藤田委員の用途限定米の関係、また、阿久澤委員から非食用米のトレーサという

ことですが、トレーサ自体はここにも書いてございますとおり、問題が発生したときに流通のルートを迅速かつ確に解明するということですので、ここで用途制限されたものがほかに流れるということをトレーサで担保するものではございません。ただ、特に米につきましては、消費者の方々から見ても非常に判別が難しいという特性のある商品でございますので、そういう意味では記録の内容のところで産地名とか用途とか、普通と少し違ったものを今回入れさせていただいておりまして、この辺も御議論いただければと思いますが、予防措置につきましては、後ほど「委員要求資料」のほうで、ベンガラを使ったらいくらかかるかとか御報告いたしますが、政府米につきましては、基本的には、まず阿久澤委員がおっしゃった安全性を担保するためのいわゆる非食用米、食品衛生上問題があるお米という観点からいたしますと、政府米につきましては廃棄をする、国内で見つかったら廃棄をするということでございます。

ではそのトレーサというのはどう考えるかということですが、このあたりは御指導もいただきたいと思うのですが、の米穀というものを対象品目だとしたときに、それが倉庫か何かでカビが生えました。そのカビが生えたものを、例えば私ども政府は産廃業者のところに持って行って市町村などの焼却場で焼却をするというときに、私の理解ですと、4の の入荷したものと出荷したものと対応関係の識別ということで、例えば100トンのお米を入荷したうちの10トンについて、何月何日、廃棄のために何とか業者に引き渡しという記録をするというイメージでございます。

ただ、国の場合は廃棄と決めましたけれども、民間がお持ちのお米で、倉庫でカビが見つかったものについては、トレーサという意味からするとこの4の のイメージでございますが、そこについて御議論があったように廃棄を義務付けるとか、色をつけることを義務付けるとかいうことは、トレーサそのものの議論ではなくて、たぶん規制のほうの議論になるかと思えます。そこについては規制のところでも御議論いただくべき内容かと思っております。

吉田座長 消費・安全政策課長。

嘉多山消費・安全政策課長 消費・安全政策課長でございます。

食品衛生法上の努力義務になっている部分について、農協の取り扱いが留意事項ということで通知が出ておりまして、農協の場合というのは、販売を委託している農協や漁協といった第三者に対して記録の作成及び保存を依頼等して差し支えないということで、委託販売の場合は、農協がスタートということでも構わないということになっております。

吉田座長 では、相澤委員。

相澤委員 まず、今お話しいただいたこの3ページ目までの話ですが、今内容を伺っていますと、これはあくまでも食用、特に主食用と加工用の話が前提になっているのですが、そもそも今回の問題は、非食用である完全に枠が違う想定外の部分で起きている内容です。ですので、今の食用あるいは一次加工、二次加工のものが安心・安全であることを担保するという前提を話すのではなくて、先ほども一部規制という話が出ましたが、逆に事故米をどうトレースするかというシステムをきちっと構築したほうがいいと思います。

というのは、結局、今回も途中幾つものルートを通して、大本がどこかわからないような状態で最終的に商品化されてしまっているということが一番の問題であって、今現状、世の中に出ているものの安心・安全を担保するという部分は、あくまでもそれは主食用あるいは加工用の話であって、そのトレースの中で、そこで実は事故米が使われたという部分が見つからなかったがゆえに、これだけの大きい問題になっているわけです。

したがって、この事故米をどう管理することによって、そのトレースをどう担保できるかという部分を論点として挙げていかないと、抜本的な解決方向には向かわないかと思しますので、ぜひ反対に事故米をトレースするための仕組みづくりを検討させていただいたほうがいいのではないかと思います。

以上でございます。

枝元計画課長 ちょっと1点だけ。事故米もこの2の の米穀に入っているという理解ですけれども、米穀の中で食衛法上問題があるような米がある、もしくは倉庫でカビが生えるということですが。

相澤委員 そういうことではなくて、例えば極端な話ですが、本当に事故米を生産者まで追いかける必要があるのかという部分まで含めて検討しないと、当然すべて検査をするということはコストも全部かかってくるわけですし、それに対する管理レベルも変わってくると思うのです。食用だからこそどこまでの管理をするという部分と、非食用だからこそどこまで管理するというレベルを全く同一で考える必要はないと思いますので、その線引きを食用と非食用で変えていかないと、結局はまた混ざってってしまうのかなと考えます。

吉田座長 もう少し議論を整理するので、新山委員いかがですか。

新山委員 今議論になっていることですが、事故米というのがあらかじめ決まっているかのような議論になってしまっていると思うのですが、そうではないと思います。

今回は、たまたま国で管理していた米で事故が発生したので、市場に出る前にその事故の状態があって、それが市場に出てしまったために問題になっているわけです。今後、国が管理する米が市場に出る前に問題がわかったときにどう処理するかについては、先ほどの事故米の廃棄という形で説明されたことになると思うのですけれども、それをどれほどきちんとやるかということについてはさらに議論を詰めるべきだとは思いますが、そのことだけでは解決せず、これは食品一般にそうですけれども、食品の汚染事故というのはフードチェーンのどの段階でも発生し得ると考えて対応するということが国際的な考え方になっています。

ですから、事故がわかった段階で迅速に対応できるようにすることが今回求められているシステムだと思いますし、そういう意味では、初めから事故が、市場に出る前に事故がわかっている、国の管理下でわかっているものだけでなく、事業者の管理下にある食用米も含めて対象にしておかなければいけないと思います。そういう意味で、御提案の範囲の設定や問題が発生したときに備える仕組みは、妥当な提案であるのではないかと思います。

続けてよろしいでしょうか。

吉田座長 いいですよ。

新山委員 ですから、問題が発生したときに備えるということは、これ自体が予防措置であると思いますので、先ほど藤田委員のおっしゃった点ともそこは矛盾しないのではないかと思います。

あと、その中身ですけれども、もう1つ用途別ということになりますね。用途制限がされていて、それが流れることを防ぐということについてですが、これもトレーサビリティで担保できると思いますし、そのためにはさらに項目として、当たり前といえば当たり前ですが、分別管理についても言及しておく必要があるのではないかと思います。分別管理は、非食用米、食用の加工米についてきちんと分別管理ができるようにするという事。それから、表示事項に従って分別管理ができるようにしておくことは必要ではないかと思いますし、その分別管理と識別を担保するために、事業者の手元にある段階においても、ロットごとにその用途が記載された形で取り扱われるようでないといけないのではないかと思います。

その点につきましては、4の記録のところの に、出・入のロットごとの名称、内容で用途が挙がっておりますが、そこに含まれていると見てよいのかどうか。ここに含まれて提案されているということであれば、それで結構かと思えます。

次に、対象範囲のところの ですけれども、これは食糧法で定める範囲が挙げられていますけれども、全体としてはこれでよいのかと思いますが、ただ、 のところに育児食用もしくは食餌療法用のものは除くとなっておりますけれども、この問題に関しましては、むしろ育児食用や食餌療法用の米ということは、その需要者は高リスク集団でありますので、通常よりもより高いレベルでリスクが管理されないといけないと考えられますから、これを除外すべきではないと思いますし、むしろもっと高いレベルで管理できるようにする必要があります。

それから、その対象範囲のところの加工品についてですが、どのようなレベルで行っていくかということは検討の余地があると思いますけれども、範囲に含めることにつきましてはやはり必要ではないかと思います。といいますのが、今回もいろいろな加工品の原料に使われていたわけで、もしも今後、農場やフードチェーンのどこかで汚染されるような事故が発生して、それが加工品に含まれているような場合、自らの扱う加工品にそれが含まれているのか含まれていないのかわからない状態ですと、対処のしようがない。かろうじて行われる対処となると、含まれているか含まれていないのかわからないので、すべてを回収し、廃棄する以外になくなってしまいますので、正確な対処ができるようにするためには、事業者にとっても、記録が残っていて、その確認ができるようにする必要がありますのではないかと思います。

それから、4番目の記録の内容ですが、さらに議論があるかと思いますが、奨励される記録というものも設けられていいのではないかと。その中に、例えば可能なら、あるいは使用されているなら、ロット番号の記録をするというようなことが入ってもいいのかなど。これはEUやアメリカの状態を見ると、それがあってもいいのではないかと思います。

それから、最後に7番目の問題発生時の措置ですが、回収についてどう考えるか。これについては私自身もまだ勉強不足のところがありますし、できれば回収の措置が諸外国でもどのように考えられているのか、資料の提供をいただければありがたいと思います。

もちろん、問題が起こったときに回収する措置をとるという方向で検討していくべきだと思いますけれども、特にどういうときに回収するかということについては、ある程度議論をされておく必要があるのではないかと思います。事故が発生したことがわかったときということもあれば、日本でよく回収の対象になるのが、表示の偽装が発覚したときですね。その場合、もちろん回収は必要なのかもわかりませんが、回収後の処理をどうするのか。米の場合はどうかわかりませんが、多くの食品の場合は廃棄をするということになっ

ていますが、これについては、廃棄をすることは適切ではないのではないかという意見が多いように思います。私自身もそう思います。もちろん表示は適正に修正された上でですが、食用にするに何ら問題ない場合は、食用にできるような形の措置がとられるようにする必要があるのでないかと思います。

以上です。

吉田座長 包括的にどうもありがとうございました。

ほかにございますか。

森下委員。

森下委員 まず、事故米という表現が出ておりますけれども、その事故米というものはどのようなものかということをもまず皆さんできちんと意見を統一しておいたほうがいいのではなかろうかと思えます。例えばカビということと言われておりますけれども、これは家庭で買ってきたばかり、量販店で買ってきたばかりのお米に水が一滴、二滴垂れます。そうしますと、ビニールの袋だと思っているにもかかわらず、あれは穴があいております。水が入ると、そのままにしておくとかびます。それも事故米になるのです。例えば外食のお店の中でも、置いておくところは全部決まっておりますけれども、それがあるところで間違えて水分のあるところに置いてしまいますと、その1袋5キロ、あるいは10キロがかびてしまうということも発生します。そのときに、すぐにこれはかびたということで、それでは全量捨てるのかという話になるわけですよ。そのときには、それと同じ日付のロットと製造場所と、あるいは生産工場にある今の原料というのを全部確認いたしまして、問題がなければ、その店舗あるいは御家庭に問題があったというふうに特定がされるわけですので、それがトレースだと思えます。

ですので、先ほど農協から、あるいは一番川上のところがどこかという議論がございましたけれども、正直に申し上げまして、私どもが集荷に歩いている中でも、どここのだれだれさんがどこの田んぼで、ここの田んぼで取れましたというのは、10アールあってもたかだか10俵ぐらいなのです。精米にすると500キロぐらいのものです。ですから、数トンあるいは数万トン使うような私どもの場合、あるいは御家庭であっても、これが、だれだれさんのどこの田んぼで取れた米かというのは、まずわかりません。断定はしませんけれども、わかりません。そこの農家の方から直接縁故米でもらったのであればわかるかと思えますけれども。ですから、集荷の川上は、農協か、あるいはコントリーエレベーターのそのロットのエレベーターか、あるいは集荷業者の、この日、どこ

どこさんとどこどこさんから集めた何々のお米ですということしかわからないと思います。

ですので、飯米についてはそういうことで進めていくべきではなからうかと思えますけれども、もう1つ、先ほど来ありました事故米という加工用米の事故の件に関しては、あるいはカドミもそうですけれども、飯米の事故米については、逆に国が、先ほど計画課長からありましたけれども、倉庫から焼却業者さんに引き渡しましたと。引き渡したら、焼却業者が焼却しましたという証明書をいただくような形に当然なっているかと思えますけれども、そうすることがトレースだと思います。それを横流しした場合に、それをもって罰則規定を設けるべきであると思えますし、そうでなければ、ただ単にずっと事細かに、例えば記帳したものを毎年1回ここに提出せよというようなことをやっても、結局は同じというか、言い方は非常に悪いので申しわけないのですけれども、やってもやらなくても同じかなと感じますので、逆にM A米あるいは国内の飯米の事故米、加工用米の事故米について、どういう形で処理を、最終的な確認をするかというところのトレースをまずやったほうがいいかと存じます。

以上です。

吉田座長 事故米の定義と、事故米のいわゆる最終的な確認をどうするかということですね。これは阿久澤委員の意見ともちょっと関連すると思えますので、枝元課長お願いします。

枝元計画課長 私どもが今申し上げている事故米というのは、食品衛生法上問題が起こったお米というふうに理解しております。これについては、たまたま今回の非常に御迷惑をおかけしております私どもの事故米は、政府が事故米と知っていて他の用途に売ったはずが、その業者が横流ししたということでございますが、そういう例は、というよりは、たぶん先ほど新山委員がおっしゃったように、何らかの流通の過程で、農薬の問題なのかカビ毒の問題なのかわかりませんが、そういうものが発覚するという危険性があるということでトレースをするということだと思います。当然ながら食品衛生法に違反しておりますので、それは食品衛生法上の規制において本来流通してないはずですし、それが見つかった時点における回収、罰則、そういうのは食品衛生法のほうできちんと対応するということだと理解しているのですけれども、事故米については、とりあえずこういう理解でよろしいでしょうか。

吉田座長 森下委員、いいですか。

では、川崎委員。

川崎委員 私も、3 ページの問題発生時の措置の中身をきちんと整理しておく必要があるのではないかと、皆さん方の御意見を聞いて思うのですけれど、今の枝元課長の御発言からすると、問題が発生しているかどうかという基準、それは食品衛生法を基準にしてどうするということだと今聞こえたのですが、ちょっと参考のために教えてほしいのですが、食品衛生法上の運用と申しますか、現実的な例えば運用の法的な体系の中の判断、こういうことが起こったときに、どこに実態を報告して、それが食品衛生法上問題であるのかわからないのかという判断をするのは、どのような体系で、どのような手順でやることに今の法体系ではなっているのか、その辺のところを少し教えていただきたい。

あとは、少し話は戻るのですけれども、トレーサビリティの対象品目という観点からすると、どちらかというと議論の進め方にも関係するのですが、加工用でどのように米が使われているかということも含めて、全体として、考え方を整理しないと、むしろそういうところのほうがいろいろ、量販で精米で食べる分は生米そのものですから、業務用などもそういうことだと思うのですが、いろいろ原材料として使われるという部分も含めてトレースをしていくということから始まって現実的にどういうことが可能なか不可能なのかと切り分けていかないと、難しいのかなというような感じはします。

私のほうからは以上です。

吉田座長 意見ということでもいいですか。

枝元計画課長 ちょっと消費・安全政策課長に答えていただきますが、ともかく今回、目的は3つでございます。食品衛生法に違反する、いわゆる事故米と言われるもの、食品危害の発生・拡大が生じたときのトレース。あと、表示違反が見つかったときのトレース、これはJAS法。あと、食糧法で例えば全農がおやりになっている加工用米を主食に横流ししたとかそういう用途違反、もしくは安全上は問題ない飼料米が、安い価格のものが主食に流れたというような食糧法上の適正な流通。この3つが今回のトレースの目的だと私としては理解しております。

嘉多山消費・安全政策課長 食品衛生法でございますが、担当は厚労省でございますが、基本的には、厚生労働大臣または都道府県知事、中核市の場合は市長が判断の権限があります。輸入品については一元的に厚生労働省の検疫所でチェックをするということになります。国産で流通しているものは、1つは自主検査として業者の皆さんがやっておられるもので、基準値が決まっているものであれば、基準値を超えていればそれは除去するということになりまして、保健所がサンプルを市場から購入をして検査をして、その結果、違

反であれば、それを売った業者に回収の命令が出るという形になるというのが普通のパターンでございます。

吉田座長 では、酒井委員。

酒井委員 すべての米について同じようなレベルのトレーサビリティを要求するかということところが非常に大きなポイントだと思います。課長のほうから3つ、食品衛生法上問題があるとされた米、用途限定がされた米、表示が不適切だった場合、3つに整理していただいたわけですが、そういった米とだれが認定するかということがありますけれども、例えば、用途限定された米や食品衛生上問題があるとされた米について、より高いレベルのトレーサビリティを要求し、ほかの米、あるいは米の加工品に関しては、もう少しシンプルな形の、例えば2ページの記録の内容のところからまで広く書かれているわけですが、回収を担保するというのであれば、基本的には入と出の記録があればよいというか、EUが決めているのはそこまでです。

例えば、のような入荷と出荷の対応関係の記録は、現実にすべての事業者には義務付けるとなるとかなり大変なことになると想像するわけですが、そういったところを、用途限定されたもの、あるいは食品衛生上問題があるとされたものに義務付ける、そういうようなことが考えられると思いました。意見です。

吉田座長 トレーサビリティの件、まだありますか。では、どうぞ。お二人で。

佐藤委員 枝元課長に少しイメージを教えてくださいたいのですが、この対象の範囲です、品目の範囲ですけれども、御案内のとおり、日本のお米の生産量が850万トンぐらい、MAで77~76万トンぐらいの輸入がありますね。加えて米粉調製品で恐らく8~10万トンぐらいの輸入があると思うのですが、何だかんだで年間940~950万トンぐらいが日本国内に入っていると。そのうち、この対象範囲でいくとどのぐらいカバーできそうなイメージでおつくりになっていますか。例えば7割とか8割とか。

吉田座長 ちょっと関連するのですが、全体としては米の範囲を広げないと意味を持たないと思います。それぞれの用途の米の量と業者数、分野別の業者数がどのぐらいなのかというイメージなのかというのがある程度はっきりしないと具体的な議論にならないのかなという気がします。今回が無理でしたら、次回以降、少しそういう、例えば量、どういう業者がいて、どうなっているかということまで少し具体的な数字をもとにして議論しないと、なかなか難しいと思います。

佐藤委員 我々が議論していることが全体のどのぐらいを網羅している議論なのかとい

うあたりが非常に大事だと思っていまして、御質問申し上げました。

吉田座長 どうぞ、枝元課長。

枝元計画課長 ぜひさっきの加工品といえますか対象品目の範囲をどう考えるかについて非常に我々も悩んでおりまして、ぜひ御意見いただきたいのですが、今の佐藤委員のお話からすると、まず国産の主食用で850万トンぐらいですね、MAが77万トン、あと、今大分減ってきてまして米粉調整品で10万トンあるかないかという感じですね。あと、これではちょっとよくわからないのですが、今回の「委員要求資料」にも出していますが、いわゆる篩下米と言われるものの統計上1.7mm下のものが20万トンぐらいでしょうか、年によりませんが、全体でその位ございます。少なくとも主食用として生産された850万トンのうち、我々が把握している、いわゆる出荷された市場に乗っているのが630万トンぐらいでございます。

ですから、その残りが全然市場に流れてないと言われると、今どういう形でも売れますのでこれは何とも言いようがないのですが、少なくとも630万トンというものと、あとMAで入ってくる77万トン。米粉調整品は、まさに先ほどの範囲のどこまでにするかということですが、ひき割りなりミールなり、この告示のほうの調整品が幾つか載っているのですが、いわゆる関税分類における米粉調整品も対象にするとすれば、少なくともそれがカバーされるというイメージです。

ただ、ぜひ御意見をいただきたいのは、先ほどの1ページの から は少なくともやればいいのではないかという意味は、例えば、普通に米として流通するものはずっと最後までいくわけですが、例えば加工用米という形でお米を生産して、それが農協から加工業者のほうに渡ったと。これが例えばみそとかせんべいになりましたと。 から だけを対象にするのであれば、そのせんべい屋は何月何日どこから何トン、こういうお米を受けましたという記帳はされますけれども、そこでつくられたせんべいをどこに売りましたかというのは、もう記帳する必要がないということになりますね。

ただ、米の量としては結局600何十万トンあるわけですが、それではせんべいとかみそとかをつくった加工業者の方がどこに売りましたかというところまでトレースしようとすると、みそとかしょうゆとかせんべいとか、そういうものもトレーサの、今回検討しているこれの対象にしないといけないということで、このあたり、先ほど新山委員は、きちんと対象とすべきだということだったので、なかなかよくわからなくてというのは変なのですが、そのあたりの御意見もぜひ。

だから、米の量という意味からすると、この から をもし対象にするということで共通認識ができるとすれば、少なくともその 630 万トン出荷されている主食用の生産に、あと外国から来た 77 万トン、政府が M A として売っている分と、米粉調整品は調整品の範囲をきちんと品目に決めていきますね、それと、篩下米というのはどうなるのですかね、篩下米も米穀だと思えば篩下米、これは対象となって、米として流れるものはずっと最後まで行くし、加工品は から だけにすると途中でとまるしということでございます。このあたり、もう少し御意見いただけると。

佐藤委員 米菓の場合ですと、お米を買って加工して米菓にして、最終的に販売をするというのが一般的なパターンなのですが、そうでないパターンもありまして、生地、半製品の途中でそれを他社に売却をして、他社が完成品として出荷をするというパターンが少なからずあります。そうしますと、最終的にお客様に何か問題が発生したというときには、広がりをやっぱり特定する必要があります。そうすると、どこから買って、どの原料でつくられたということまできちんとフォローする必要がありますから、そういう意味ではお米だけじゃなくて米菓の半製品というのも、本来ならばトレースができるということが望ましいのだらうと思います。

吉田座長 では、最後、新山委員お願いします。

新山委員 今までの議論になっていたことについて、少し追加的に意見を申し上げさせていたきたいのですが、1 つは農家のことですね。農協を通して委託販売するときには、農協からスタートでいいのではないかという議論が交わされたように思いますけれども、トレーサビリティの観点では、やはり相互に照合ができるということが担保になると思いますので、もうちょっとよく検討してみないとわかりませんが、やはり原則的には農家からと考えたほうがいいのではないかと思います。

それから、もう 1 点農家からと考えるのは、今多くの農家は販売チャネルが複数です。全量農協を通して販売される農家もありますけれども、一部直販をしたり、さまざまなルートを併用したりしておられる農家が多い、特に事業的にやっておられる農家はそういうことが多いと思いますので、それはやはり農家段階で記録をしていただかないと把握ができないのではないかと思います。

あと、自家飯米や縁故米、親戚などに配布する程度の米しかつくっていない農家をどうするか、そのようなことについては、確かに別途少し検討してもよいかなど。最初に申し上げたときにもそのように申しましたと思います。その場合も、できるだけ完全に除外し

てしまうのではなく、少し猶予期間を設けるとか簡便にするとか、例えば義務度を緩めるとか、考えられる方法はあるのではないかと思います。

もう1点は、酒井委員から出ました4番目の記録の内容の扱いですけれども、主食用の場合はを除外して少し緩やかであってもいいのではないかというお話でしたけれども、この後、表示の議論がされますが、議論の結果になるとは思いますが、原産地表示をきちんとするということになりますと、この表示をきちんとしようといった以上、やはりその表示が担保できないといけませんし、そうすると、国産米と輸入米というのはきちんと識別して管理されないといけないし、もちろんそれを両方使って製品をつくるなり、両方使って主食用にするなり、それは全く問題ないことですが、その場合には、それがそれとわかるような措置が必要ですし、そう考えますと、やはり入荷したものと出荷したものと対応関係を主食用米の場合でも何らかのレベルで確保されていないといけないのではないかと思います。

吉田座長 では、何か森下さん、新山委員に反論があるようですので。

森下委員 先ほど申し上げた内容は、1つの農家であっても、田んぼは何キ口も離れたところで作られているということを書いたところでした。例えば、ある地区の田んぼが農薬を間違えてやってしまったと。米の場合は、ほとんど農薬は中に残らないのですが、仮にそういったことがあって、逆にB地区で同じ農家がつくられているお米が、全くの問題がなかったということもあり得るかもしれません。それと、集荷をする業者は、農協も含めてですけれども、だれだれさんから買いました、何キ口、1等です、2等です、3等ですというのは、すべて記録はしております。

ですから、トレースをどの範囲までお考えになられているか、あるいは今のトレースでどこが問題だと思われるのかということをお教えいただきたいなというところがございます。

吉田座長 これもまた後で議論になると思います。ただ、ちょっと私も、次回以降の問題でいきますと、例えば農家から出発すると、トレースはどこまでの業者が対象となるのか。対象を上げると実効性の問題とかコストの問題とか、そういう問題も出てくると思います。少しその辺は農水省さんで整理していただくと、例えば農家からやる、集荷業者からやると大体業者数はどのくらいなのかとか、そういうことも含めた形でないと議論が難しい。今日佐藤委員の質問で、全部米穀になりますね、これも議論になる。そのところは、次回あるいは後の議論でもいいと思いますが、ちょっとトレースばかりの議論では時

間が無くなりますので、次に原料米原産地表示のほうをお願いします。

(2)原料米原産地表示

枝元計画課長 では、続きまして4ページでございますが、原料米の原産地表示の論点に従いまして御説明を申し上げます。

まず、導入でございますが、これは論点にも書いてございましたが、消費者が原料米の原産地を認識した上で米関連商品を購入できるようにするために、対象事業者が原料米の原産地の表示を実施することとしてはどうかということでございます。

ただし、実施するとした場合の論点として幾つかございます。2に書いてございますのが、1つは対象品目ということで、これにつきましてはいろいろな切り口があるのだろうと思いますけど、とりあえず考えてみましたものを3つ載せました。消費者の選択の際の観点、商品の原材料としての重要性、幾つかの要素があるのだろうと思いますけど、1つは、ご飯として提供されるという切り口があるのではと。例えばレストラン等で出る定食ですとか、包装米飯はまさに包装米飯ですし、おにぎりはおにぎり、お寿司、チャーハン、おかゆ、雑炊、ドリア、親子丼とか、ご飯という形で提供されるもの。これは提供の場所としては、小売の場合もあれば、外食の場合もあれば、出前という形もあれば、幾つかの種類の弁当という形もあれば、旅館なり給食、また病院食というところで提供される、そういう切り口が1つあると思います。

あと、米そのもの、精米は一応表示がきちっとされているという前提でございますので、社会通念上、米の加工品であることが明らかなものというような切り口も1つあるのではと。例えばせんべい、あられ、もち、だんご、ビーフン、米酢とか、そういう切り口。あと、総重量という観点で、何%以上占める加工品なり調整品ということで、例えばみそとかしょうゆ、そういうものをどう考えるかというような、このような切り口があるのではということでございます。

そういう意味ではお米につきましては、精米はJAS法できちんと原材料原産地の表示がされておりますので、いわゆる加工されたものというものをどこまで、もしくはどういう切り口で対象とするかというのが論点だろうと思っております。

次、5ページの対象事業者でございますが、これも基本的には対象品目が決まれば、それを取り扱うすべての事業者とする必要があるのではないかなと。ただ、中小の方をどの

ように取り扱うとか、いろいろその後の検討もありますけど、基本的には、対象品目が決まればそれを取り扱う方かなと。

あと、表示の仕方でございますけど、これは対象品そのものに表示するというのが基本だろうとは思いますが、メニューだとか店内に掲示をするとか、例えば仕入れ書をコピーして手渡すとか、アメリカなどではこういうやり方をしていると聞いていますが、そういうようなやり方、いろんなバリエーションがあるのではないかと考えております。

あと、表記の仕方といたしましては、どの程度の情報を表記するのかということでございますけど、基本的には原料米の原産地表示という切り口でございますので、国産米については「国産米」と書いていただければいいのだろうと。ただ、産地がきちんとわかっていて何々産と書くことを別に否定することでもございませんが、基本的には「国産米」と。輸入米の場合には、「アメリカ産」とか「中国産」とか、あと、ブレンドされている場合には重量の多い順に表記をするということでございます。

表示については非常に難しい議論ではありますが、論点としてはこのようなことかなと考えております。

吉田座長 どうもありがとうございました。

それでは、この前、ヒアリングのときには大分この辺が議論になったと思いますので、どうぞ、各委員よろしく。

阿久澤委員 お願いします。

阿久澤委員 まず最初に、11月2日の新聞記事についてですが、これを見ますと、「米流通経路明確化」ということで、ただいまの議論にもありますように、トレーサビリティの安全性担保への手法としての必要性はわかるのですが、その最後のほうに、「流通システム検討会での議論を踏まえて」ということで、「加工食品に使われた米の原産地表示も義務づける方向」ということで、既に決まったかのような形で報道されております。これは、まだ決まったことでもないですし、慎重でなければなりません。また、この原産地表示につきまして、意見を言わせていただければと思います。

まず、原産地表示の目的ですけれども、今我々は表示を見て商品選択をしているというように、原料の品質に差異があって、加工食品としてそれが品質に大きく反映されるということがあるものについての表示であり、消費者はその表示を見て商品を選択しているわけです。今回の件については、どちらかというと安全性を確保するためにということのよ

うで、安全性を確保するための表示というのは、現在も一部アレルギーとか添加物とかありますけれども、今回のこの件に関しては限界があるのではないかなと考えております。

今回の資料に記されている内容で、例えば給食、病院食等という記載がありますけれども、給食や病院食は選択の余地がないわけです。一方的に出されるものですから我々が商品を選択するための表示とは、全然意味が違います。本件の表示に対する概念、その辺をどうお考えなのか伺いたいと思います。

吉田座長 枝元課長お願いします。

枝元計画課長 その新聞については農水省とは書いてないと思いますけれども、私どもも見ておりますので、私どもがプレスするときは、きちんと注意してやっているつもりでございます。

あと、表示については必ずしも安全性ということを示しているわけではなくて、米については、とにかく品質ですとか品種ですとかについて、外見からの識別というのは非常にしにくいという特性を持っております。そういうことから、消費者がお米もしくはお米を使ったものを選ぶときの一つの情報として、原産地の表示について、現在のところ精米等ともちということになっておりますけれども、原料米についての原産地の表示というものをやっていくべきではないかということであり、安全性ということではございません。

あと、トレースとの関係で申しますと、議論としては別であろうかと思えます。他方、例えば牛トレなどでは、トレースした結果としての消費者への情報提供という側面もございます。そういうことで消費者の選択の際に、とにかく今回、米穀ということが全国に流通し、その影響度というのが非常に大きいということもございまして、それについての表示を米についてやっていくということでございます。

吉田座長 では、阿久澤委員。

阿久澤委員 ただいまトレースとは別の議論というようなことをおっしゃられましたけれども、これは関連があることでして、ここではトレースと表示を合わせて安全性を確保するという、ここではそういう議論だと思いますので、それは間違いかと思えます。

先ほど私も、トレースと表示が関連するというのは、主食以外のところをまずしっかりして、最低限の安全性はそこで確保することがまず最初の段階で重要であろうということとして、この表示に非常に限界があるということからそのような内容の発言をさせていただきました。

吉田座長 ほかの委員。

藤田委員お願いします。

藤田委員 前回までのヒアリングでも、先ほどの意見と同じですが、ほかの食品、食材との表示バランス、こういうことに対して危惧される意見も多々あったように記憶しております。そういう中で、今、米ということなのですが、先ほど課長のほうからの話にもありましたように、対象となってくる法令が食糧法、JAS法、食衛法ということですが、これの個々のバランスの問題も出てくると思いますし、そしてまた、この検討会と同様に開かれております共同会議においてもやはり表示問題が議論されていると思います。やはり検討会との関係ですね。検討会でしたものが、今後、どのように他の会議とのバランスをとらえていくのか、教えていただきたいと思います。有識者会議で出ていることも、同様にこの検討会に対する意見でも出ていたと思うです。そういうことも含めて、私は第1回目でも申し上げましたが、この検討会で方向を定めていく上でどういう位置付けになるのか、意見として聞かせていただきたいと思います。

吉田座長 枝元課長、お答えありますか。

枝元計画課長 他の食材との表示バランスですとか、そういうことはヒアリングの中でもいろいろございまして、そこについては加工品という観点からいうと、やっぱりJAS法、それは先ほどの共同会議も含めてJAS法というものが、例えば弁当というものがあって、ご飯はある程度少ないけれども、おかずがあって、これ全体の表示というものをどう考えるかというのはまさにJAS法であり、共同検討会のほうでやられていると理解しております、個々の品目まで至ってないと理解していますけれども。

私どもとしては、今回の事件をきっかけとして、やはり消費者の方々に対して、お米も最近では普通の商品になってきたとはいえ、お米というものが非常に日本人にとって大きな影響力を持っているということがございます。そういう中でお米というものに着目をして、例えば弁当で、重量からいうとそんなにたくさんではありませんが、ここにあるお米というものが少なくとも国産なのか何々産なのか。本当はもっといろいろな情報があればいいのですが、そこを表示していくべきではないかということで、JAS法とは切り離れた議論として、米だけの議論として御提案をしているということでございます。

あとは、これは非常に難しく、さっき阿久澤委員からありましたとおり、トレースとある意味車の両輪でもあり、かといって、例えば範囲などを考えたときには、加工品まで全部トレースの対象にするのであればそうなりますが、トレースの範囲と表示の範囲というものをどう考えればいいのかとか、なかなかそこは表示には表示の理屈があり、トレース

にはトレーサの理屈があるのですが、米という目で見ると、やっぱりトレーサというものと表示というものがセットになって、さっき申し上げたような安全性だとか用途だとか、そういう幾つかのものが担保されていくと。あと、最終的な目的が消費者に対する利益の増進という観点に資するということですので、そこをどうくっつけるかというのは、ぜひまた御意見をいただきたいと思います。

吉田座長 藤田委員。

藤田委員 食糧法の縛りの中での米という考え方でよろしいのですか。食糧法の中の米というとりわけ絞り込んだ形の考え方と。なぜそうのように申し上げるかといいますと、食糧法ということになれば、もう1つ大きな麦が対象となってくると思うのです。そうなった場合には、やはり議論の論点が変わってくるということがあると思いますので、この検討会のスタンスとして明確にしておくべきではないかと思います。

吉田座長 枝元課長。

枝元計画課長 そういう意味では、食糧法で言う主要食糧としての米でございます。ただ、制度論としてなぜ麦をやらないのかというのはあるのですけれども、とにかく今回の事件も含めて、まず米からと考えております。ただ、食糧法上の米という定義かと言われると、さっきトレーサのところでは新山委員からあった、医療用が抜かれているとか幾つか行政の所管という面で、米であってもほかの、食糧法から抜かれている米というものがございまして。そこは私としては、やっぱりトレーサの米というのは必ずしも食糧法上の米と一致はしておりませんので、そこはそういう意味での定義、米の定義をどうするかという議論はまた別途あるかと思いますけど、考え方として言うと、主要食糧である米というものに着目をして、それをお使いいただける消費者の方々の観点に立って何が必要かということでございます。

吉田座長 どうぞ。

新井表示・規格課長 若干表示のお話について補足をさせていただきたいと思います。まさにJAS法の表示というのは、先ほど阿久澤委員からもお話がありましたように、法目的で一般消費者の選択に資するため。「選択」という単語が明確に入っている法律でございます。ですから、お話がありましたように、まさに給食でありますとか病院食といったものについては、消費者がそこで選択の余地がないという形で提供されるもの。それから、JAS法は川下、いわゆる一般の消費者に売られているかどうかということで、川下から川上にさかのぼる制度であるということもございまして、いろいろなJAS法上の制

約がございます。

もう1つは、JAS法では、加工食品の原料原産地について一定の考え方で整理をしておりまして、最終消費への影響、産地に基づく影響があるようなもの、端的に言いますと加工度の低いもの20食品群と言われるものに限定されています。今その20食品群を広げるのにはどうしたらいいかという議論をやっているところでございますけれども、品目もできるだけ共通のルールで仕切って、どこまでできるかということにチャレンジしようというのがJAS法の精神でございます。

一方、今回の表示の制度、枝元課長のほうからJAS法と切り離してという御説明がございましたけれども、まさに今回の問題を契機にいたしまして、米の流通の問題、安全性の問題、それから表示のほうでは、一つの大きな目的として、消費者にどのような形で情報提供するのかといった問題。そういうものを含めまして原料原産地の表示というのは、まさに主要米穀としての米の特殊性に着目した制度として御提案されているというふうに私どもは理解しております。

吉田座長 どうも。各業界によって大分違うと思います。

樋浦委員いかがですか。

樋浦委員 4ページに対象品目の範囲というのがございますね。その中で、で「ご飯として提供されるもの」というものがございまして、商品例に、定食、包装米飯、おにぎり、寿司というのが列挙されております。その提供場所例に、小売、外食、出前、弁当というようになっているのですが、提供場所例の商品例に弁当、おにぎりというふうに入れまして、「(コンビニ、店内調理)」になっているのですが、場所としてコンビニ。主にスーパー等が店内調理やっておりますので、コンビニの場合は、店内調理はまずほとんどないのですね。特殊な例外を除いてはないのですが、ちょっと細かいのですが、そこをちょっと直していただいたほうがいいというのが1つあります。

それから、先ほども酒の話が出たのですけれども、その延長ですが、この前、初めて知ったのですが、焼酎が、芋焼酎であっても20~30%米が使われているということをお聞きしました。そうすると、ここに何%かというのは空欄になっていて、何%ってこれから決めていくということになるのでしょうかけれども、芋焼酎に米がかなりあるのですよという場合に、先ほど藤田委員からもお話がありましたけれども、ほかのものとのバランスですね。そうすると、麦は今回ちょっと外しましょうということからいけば、芋も国産のサツマイモだけではなくていろいろな国のサツマイモが使われている、あるいは海外で基本

的な原料として芋からつくったものを輸入して芋焼酎をつくっているということもあるようでございますけれども、そうすると、芋は中国の芋なのか、タイの芋なのかとか、それはどうなるのかなというのが1つあります。割り切って、それは麦と同じように捨象してしまうのだというものがあるかもしれません。

その5ページ目の最初、「対象事業者の範囲」というのがございまして、対象事業者の範囲はすべての事業者とする必要があると考えるかどうかというのがございますね。そうすると、今日私も来るときに、霞が関の官庁街で小さなワゴン車のようなもので、個人事業で弁当を売っている人が、丸の内とかオフィス街でも、場合によっては自転車に乗って売っているところもございますけれども、そういう個人が自宅で弁当をつくって、それで官庁街もしくはオフィス街で売っているというものも、先ほど農家についても猶予期間もしくは簡便にするにしても、農家からもトレース、記録をしてもらうほうがいいのではないかというお話がありましたけれども、そうすると、そういった街の中の弁当屋さんの売るものにも米が国産なのか、あるいはタイ産なのかというのを、実際には海外は少ないでしょうけれども、表示を義務付けるかどうかということが一つあるかと思えます。

それから、表記の仕方ですね。産地名または国産米という場合に、産地名という場合に、例えば「会津コシヒカリ」とか「魚沼コシヒカリ」というのがございますけれども、そういう産地名。例えば鳥取の何とか米とか、中にはよくわからない産地米。何々米といった場合に、非常に有名な会津とか魚沼はわかるのですが、ちょっとどこの産地かわからないような表示があった場合に、それでいいのか。あるいは県名というふうにしてしまうのか。ところが県名にすると、「魚沼コシヒカリ」というのが「新潟産」ということになってしまいますけれども、それでいいのかどうか。その辺が議論していくところにも入ってくるかなと思えます。

そういうことで、ちょっと雑駁でございますけれども、そのようなところを……。

吉田座長 川崎委員。

川崎委員 原料原産地表示については、やはり今回のいろいろなきっかけになったものが、先ほどこれも枝元課長がおっしゃっていましたが、やっぱり外見上なかなか区分がしづらいところから、今回いろんな問題が起こっているのだらうと思えます。

したがって、そういう観点からすれば、先ほど消費・安全局のほうからも御説明があったとおり、今回の米の問題については、従来のJAS法の考え方なり従来の原料原産地表示の議論の流れの中では、なかなか解決できないというところを踏み越えてきちんとやっ

たらいいのではないかという考え方で整理すべきなのではないかと思っています。

したがって、例えば5ページのとおり、表示の仕方の問題とか加工度の問題というのは、今までの議論の積み重ねの中ではいろいろな限界があるのだらうと思うのですが、そのところを、例えばこういう表示の仕方とか、そういうふうなことで乗り越えてきちんとやったらどうだというのがこの論点なのかなと理解しますので、そういう方向でぜひ整理すべきなのではないかということです。これは意見です。

吉田座長 あと、新山委員。

新山委員 先ほどちょっと出ていました表示とトレーサビリティの関係について意見を申し上げたいと思います。ここで取り扱う産地表示ですが、これについては今議論されていたとおりかと思っています。したがって、産地表示を行うということと前半で議論されました事故への対応、回収などの対応、安全性の確保、それとはもちろん別だと思っています。

1で議論されていたトレーサビリティは、回収などに対応できるためのトレーサビリティということですが、先ほども申しましたように、もし産地表示を課するのであれば、それを担保する措置が必要で、多くの表示偽装問題においてそうであったと思いますけれども、偽装やミスが起こらないようにする、あるいは問題が起こったときにどういう問題が起こっているのかということをチェックできるようにする仕組みがあわせてなければ実効性がないので、それが必要だと思います。

その仕組みというのは、突き詰めて言えば取扱記録だと思います。取扱記録というのは何かといたら、これはひいてはトレーサビリティ。トレーサビリティも結局取扱記録。ここでは流通履歴と表現されていますけれども、流通履歴、取扱記録を残すということであって、そういう意味では手法的に同じものですので、ここでトレーサビリティをするのであれば、産地表示をもし行うということであれば、あわせてそれも担保できるようにしておいたほうがより効果的かと思っています。

この話の中で整理しにくいようであれば、この2の表示の事項のところに、例えば前出1のトレーサビリティの事項に、さらにこれこれを加えるというような形でも構わないかもわかりませんし、逆に1のトレーサビリティの事項のところで、2の表示の事項に関してこういう点を考慮するというようなことでもいいかもわかりませんし、それは技術的にできるのではないかと思います。

具体的には、やはりここで議論されている産地表示であれば産地表示、その表示事項に沿ったロットを設けて分別管理を行うということ。そして入と出の対応付けができる記録

を残すということが、やはり表示の場合でも重要です。どこから入ったか、どこへ行ったかということはもちろんですけれども、特にこういうブレンドなどが想定される場合は、入と出の記録をつける。先ほどの1で書かれていたの部分、これはやはりないと担保がとれないのではないかと思います。

吉田座長 これも意見ということによろしいですね。

では、佐藤委員。

佐藤委員 これは前回の関係業界ヒアリングでもあったのですが、例えば私どもの場合、米菓をつくっているわけですが、MA米を半分以上使っているわけです。そうしますと、今までの例からいくと、例えば来月、アメリカ米が入ってくると。実際はいろいろな原料事情があってタイ米に切りかえざるを得ないというときに、包装フィルムの私どもの資材在庫というのは1~2カ月ぐらいあるのです。量が大きいものですから。このフィルムは全部廃棄しなければいかぬと。これが業界レベルで発生するということになると、経営上の大変なロスであるし、環境上の問題もありますね。それから、MA米が来週入るものが入ってこないというときに、主食米でも構わないので、工場が止まるより高くてもいい、国産米に切りかえようと。同じ現象が起きまして、フィルムを大量に廃棄して、印刷しても間に合わない。

こういう問題が現実的にあるので、私は、この原料原産地表示というのは望ましいのですけれども、いわゆる加工用の原料の安定供給の仕組みというものがあって、その中でこういうシステムを導入していくということについては大賛成なわけですね。ぜひ農水省にあっては、原料米の安定供給の仕組みとペアで考えていただきたいというのがお願いでございます。

吉田座長 これも御意見ということによろしいですね。

それでは、ほかの委員の方。

森下委員、相澤委員もそれぞれちょっと関連すると思うのですが、いかがですか。

では、森下委員。

森下委員 ここで議論されているのは飯米ではないということによろしいのですよね。例えば、酒で沖縄の古酒(くーす)がありますけれども、あれはタイ米でなければつくれないということがあると思うのですけれども、そこに「タイ米」と書くのかということがあり、本当にそれが必要かどうかというところになりますと、国産と外国産の米の違いって何なのというところがはっきりしないことには、分ける必要性がないのであれば分ける

必要性はないのではなかろうかというところです。

明らかに国産と偽って、先ほど阿久澤委員からございましたように、お客様に対して、消費者に対して過度な期待を持たせるような表示をして、それが実はアメリカ産米だった、中国産米だったということであれば、それは罰則規定がありますから、それは全然違う話かと思えますけれども、今回のこのトレースでやれないことはないのでしょうけれども、やる必然性が果たしてどこにあるのかというのは逆に教えていただきたいというところですね。

吉田座長 枝元課長。

枝元計画課長 まず、樋浦委員から焼酎なりのお話がありました。先ほどございましたように、一応主要食糧としてのお米というか、主要食糧ということからいたしますとお酒は抜かれておりますので、そこはまた関係のところと御相談をしていくということで、とりあえず私どもの提案は、主要食糧という私どもが持っている物品ということにさせていただいているところでございます。

あと、例えば自宅で、うちの役所にもお弁当を売りに来られる方はたくさんいらっしゃるのですけれども、そういう家内工業的な小さい企業の方も含めてというのは、これはやり方は幾つかございまして、適用除外にするというやり方、適用はされているが施行をもっと延ばすというやり方、義務ではなくて努力義務にするとか、そういう議論というのは当然あるかと思えます。そこまで踏み込んでいないだけで、こういう範囲でよいということであれば、そういう議論が出てくるのであろうということでございます。

あと、森下委員のお話でございますけれども、別に外国産がいいとか悪いとかいっているわけではなくて、ともかく今回の事件の中でも、結局MA米が国産米にある時点で変わって、そこについて非常にいろいろな問題があって、そういうことも含めて消費者の方々が、ともかく見ても、いろいろな意味でわからないということも含めて、最低限のものとして原料原産地なのかなと。それにいろいろな情報を加えるというのは、それはそれでいいのですが、そこまでさすがに義務というわけにもいかないだろうということです。

吉田座長 対象となる米穀を含めて、今日を踏まえてたぶん事務局のほうで整理していただけたらと思います。

樋浦委員。

樋浦委員 森下委員のお話は、恐らくレストランであるとか外食の場合どういう表示をするかというのがなかなかイメージしにくいということがあるかと思うのですけれども、

いずれお話しになるのでしょうか、これは私の個人的な考えですが、メニューに表示すればよろしいのではないですかね。メニューに国産であるとかアメリカ産であるとか、そういう私の考え方です。

吉田座長 相澤委員ございますか。

相澤委員 皆様というか一部の方と繰り返しになってしまうのですが、要は原産地を表示することの目的が何かという部分が、いまいち今お話を伺っていても 例えば、お酒は除外されると。ただ、先ほどもお話があったように、泡盛の定義というのは長粒種というふうに決まっているのですね。要はそれをつくるに当たって。では、その除外されたものに対して消費者の方が疑問を持たれたときに、あるいは今回のように、まさにお酒は大ダメージを受けたわけです。それはいい悪いは別として。

ただ、その実態がある中で、何を対象にするのかという部分はもう少し冷静に、客観的に、かつ迅速に決めていかないと。例えば、4 ページの におはぎというのが入っていますが、これは同じように穀物類を合わせてつくるメニューでございます。そうしますと一般の消費者の方は、やはり「十勝産」と書いてあると、あーと思うのですが、ここに仮に「十勝産」という記載がされていないと、「はて、この小豆はどこ産でしょう」と。そうしますと、お米は表示されていますが、小豆はなぜ表示されていないのですかという、単純に疑問を抱かれると思うのですね。

そうしますと、お米というものが今対象ですと話をされていますが、先ほどあったように、例えば定食ですとか包装米飯、あるいは我々のような小売業態で、納品あるいは一部店内で調理するようなお弁当物が例えば 20 品目あったら、その 20 品目をどのように表示をしていくか、どこまでの情報を表示の中に開示していくかというものの線引きを決めないとお米を表示したから、じゃそれでということでは、まずはお米ということもわかるのですが、ただ、先ほどからも出ているように、麦という部分の観点で考えれば、国内では内麦は約 70 万トンですか、そうしますと、残りはほぼ輸入なわけですね。そうすると、その原産地がどうなっているのと。

あと、さらにはお米もそうなのですが、国内になると今度は、先ほどもあったように、魚沼も「新潟コシヒカリ」なんですね。でも、消費者の方のイメージとしては、「魚沼」と書いてあるほうが、イメージとしてはまた変わるのですね。それでは、反対に、じゃ US のお米はどうかと。それは「US」という表示だけで、反対にそれはどういうトレースをとられているのですかと。これもほ場まで入って、生産者まで入って農家の履歴

までとるのでしょうかと。結局追求していく部分は一緒になると思うので、この線引きをどこで引くかという部分を、単純に国別ですとか原産地だけで安心・安全が担保できますよということを、一言で、表示で言い切れるかどうかということには、今ずっと皆様のお話を伺っていて疑問を抱いております。

以上でございます。

吉田座長 意見ということでよろしいですね。

まだありますか、藤田委員。

藤田委員 今の相澤委員の御意見に関連するのですが、表示問題が、実際、目的は何だということになった場合に、消費者に対する安全性を担保する情報となり得ているのかどうか。これははっきり言って非常に疑問だと思うのです。これは数日前に行われた共同会議でも、やっぱりこれと同じことが出ていると思うのです。そこには各製造メーカー、これは佐藤委員もおっしゃっていましたように、業界、業界でいろいろ違いはあるにしろ、加工食品、あるいは米も一緒だと思うのですが、ブレンドということで味をつくっていくということを考えた場合、それが各メーカー、業者の技術力でもあり、ノウハウでもあると。そういう部分が最終的には消費者に対する情報提供ということの中で、消費者の信頼を本当に得られるものなのかどうか。そこに表示の目的というものをより明確にしていく必要があるように私は思います。

吉田座長 では、酒井委員お願いします。

酒井委員 何人かの委員からの疑問、なぜ原産地表示について議論することになったのかという疑問が出ていまして、私も同じことを思いながら聞いておりました。JAS法の加工食品品質表示基準の中で20食品群、原産地表示が義務付けられているわけですがけれども、その文脈の中でそれをもっと品目を拡大していこうという文脈であれば、大いに検討したらいいかなと思うのですけれども、今回の事故米の横流れを防止するという観点からすると、今回、事業者間の取引の中でいわば表示の偽装があったわけで、加工品あるいは外食として売られているものが偽装したわけではないわけですね。

と考えますと、事業者間で取引する表示の信頼性を確保するためにトレーサビリティをしっかりとすることは非常に大事だと思うのですけれども、最終商品の表示をもっと豊富にしていくべきであるということが、今回の問題の流れからすると自然ではないように思っております。

吉田座長 一応意見ということでよろしいですね。

それでは、まだ表示の問題についてまだ意見があると思いますが、また後、全体の議論のところ発言していただきたいと思いますので、流通規制と罰則の強化ということに移っていききたいと思います。

(3)流通規制、罰則の強化

枝元計画課長 それでは、6 ページでございますが、流通規制、罰則ということでございます。規制という観点から見ますと、今回、論点で1回目に出しましたものに、悪質な業者に対してどのように規制というもので対応していくのかという論点でございました。先ほど申し上げた食品事故、あと幾つかの観点からしますと、当然ながら食品事故については食衛法上、各種の規制がございます。私としては、トレーサビリティと表示というのは車の両輪だといえますか、表裏だと思っておりますけれども、トレーサビリティなり表示によって、一定の担保が食品事故というものに対してできるということでございます。

他方、いわゆる不正流通という食糧法上の世界。先ほどから議論になっております、例えば加工用のお米を主食用にするとか、エサ用のお米を主食用にするとか、そういうものについての規制ということは、主に食糧法の世界になってこようかと思えます。そこについては、現在ございますのは、事業者という観点で見ますと、米穀の取扱業者に対して届出制をとっているということと、帳簿の備えつけ、報告、立入検査という仕組みでございます。

その中で、平成16年の改正前が登録制、また食管法ときは許可制ということでしたが、そういう届出制そのものを見直すというような議論が1つあり得るということですが、これは業というものをまさに規制するという手法でございまして、過度な規制というのは好ましくないのではないかという論点も当然あるかと思っております。

あと、業というものは届け出という世界であるのですけれども、若干幾つかの法律にございますように、守るべき基準といえますか事項といえますか、今回の場合は米穀の出荷販売業者が守るべき事項、ここにそういう加工米だとかエサ米だとか、もしくは最初の議論のいわゆる事故米なども入ってくるのかもしれませんが。そういう事項を定めて、これに反する場合に指示とか命令、そういう措置を行政がとれるようにするというようなことも一つ考えられるのではと。ただ、 とか のような規制というものに踏み込むのではなく

て、それはそれで今の世界でやった上で、さすがに罰則についてはということで、最後のページに罰則のバランスといいますか、他の法律との関係がございますけれども、一番左が食糧法で措置命令違反とか、上のほうが全部バーになっておりますので、そういう規制の議論が出るのだらうと思いますけれども、例えば報告・立入検査忌避についても、食衛法とかJAS法では50万のところを食糧法は30万とか、バランスがとれてないのではないかと、このあたりの罰則を見直すことで対応すべきではないかと、そういう3つの考え方が流通の規制についてはあるのではないかと思います。

一応これは、食品事故等については食衛法上できちんと規制がされているということ为前提とした上で、こういう選択肢ではないかということでお示しをしたものでございます。

以上でございます。

吉田座長 では、どなたか。御意見ございますか。

では、新山委員。

新山委員 この項目についてまだ御意見が出ないようですので、先ほど言えなかったことを言わせていただいでよろしいでしょうか。

吉田座長 どうぞ。

新山委員 議論を戻すつもりはありません。しかし、先ほどの議論を伺っていると、かなりの委員が押しなべて原産地表示の意味を疑問視される発言が続きましたので、そうなりますと、私はかなりへそ曲がりですので、ちょっと疑問を感じてしまいました。といいますのは、私は常日ごろは、例えば牛肉など畜産物の流通や表示にかかわってきましたので、その立場からすると、ちょっと御意見が甘いのではないかなというふうに思います。御承知のように、牛肉も米も恐らく並ぶところにあると思いますけれども、産地によって非常に価格差が大きい。これにミスがあったりごまかしがあったりすると、関連事業者はもとより消費者は大きな不利益を受けるわけで、それは不公正取引になるわけですね。

ということをお考えますと、せっかくこの機会に流通システムの改善をしようということであれば、重要なことに備えるという前向きの議論があってもいいのではないかと私は考えます。

吉田座長 どうぞ、川崎委員。

川崎委員 流通規制、罰則のところは、先ほど来議論がされてきているトレーサビリティをどのように担保していくとか、あと、表示の問題もそうなのですが、そこら辺のところをきちんと整理をすれば、おのずとここのところの整理というのはできてくるの

かなと私は思います。そういうことが結局、私はちょっとわかりませんが、単純に食糧法上の規制とかそういうことだけで終わるのかどうかというのは、どのようにトレーサを担保するか、表示を担保するかということによって、どういう法体系の中で整理するのかというのとセットで整理されるべきものなのではないのかなと私は思います。

ですから、前段の議論をきちんとやるということが大事だと思います。それを担保するためにどういう規制なりをきちんとしていくのかということが、議論の順番なのではないのかなと思います。

それと、新山委員からも御意見がありました、私も先ほどの表示についてはちょっと意見があるので、これで終わりにしますが、御発言させていただきます。今回の問題は

今回の問題だけではないのですけれども、最終的な消費者の選択があって、中間業者の行動というのが決まってくるというのが現実の姿だと思うのです。当然価格差とか品質というものがあるからそのようなことになります。現実的に米の場合は、JAS法でカバーできているところというのは量販とかそういうふうなところですが、私が言うより、今日委員の方がたくさんおられますからよくわかっていると思いますけれども、業務用の原料に使われている量というのは非常に多くなってきているわけですね。そういうふうなところをどういうふうにかバーしていくのかというと、今までの議論の流れとは別に、手法としてはやはり原産地表示とかそういうものが一番有効であることは間違いないと私は思います。

ですから、いわゆる国産か外国産かという議論も、最終的にそのことによって食味が消費者に認知されればいい話ですので、そういう観点からこの機会にきちんとしておかないと効果がないのではないかとということが私の意見です。

以上です。

吉田座長 川崎委員から今御発言がありましたように、たぶんこの規制の問題は、罰則というのは、トレーサビリティと原料原産地表示をどうしていくかと、それを担保するためにどういうことが必要かという議論になると思います。一応3つ、トレーサビリティや原料原産地表示を含めて少し全体の議論、枠組みで意見があればということではいかがでしょうか。今日の枝元課長が報告された取りまとめに向けた論点ということ全体にわたって、これまで言い切れなかったこと、あるいは制度の枠組みなどについて御意見をいただきたいと思います。規制、罰則だけではなくても結構ですので、どうぞ。もうよろしいですか。

相澤委員。

相澤委員 先ほども新山先生のほうから出ました原産地表示の件ですけど、私個人としては決して反対ではなくて、むしろ我々小売業という業態としては、そのポイントというのは商品の価格にも反映してきますし、差別化を与えるという部分では、どちらかというとそこは賛成のほうに振れていると自分では思っています。ただ問題は、加工度が高いもの、1つの個体で、あるいは1つの部位で、それを消費者にお見せするものではなくて、複数のものが重なり合ったものに、単純に消費者の方が純粹に疑問を持たれたときに、それをどういう形で表示をすれば消費者の方に御納得いただけるかということで表示をしていかないと、例えば一つのおにぎりというものを考えたときに、ノリの原産地はどこですか、浜はどこですか、あるいはシャリもそうですね。それでは中に入っている梅干しはどこですか、梅干しに使っている調味液はどこですかと、ここまでを全部表示することが果たして正しい状態といえますか、消費者が求めているところなのかどうかと。そこまでの表示が安心・安全の担保ということに最終的にリンクするのかどうかということの線引きを決める必要があるのではないかと。すなわち、お米の部分だけをずっとクローズアップしていても、最終的な議論の結末は迎えられないのではないかなというふうに考えております。

吉田座長 あと、ほかにどうですか、今日の部分で全体。あと、極めて期間が短いので、次回はまたもう少し論点の整理していただきます。

枝元課長。

枝元計画課長 ちょっと私の説明がうまくないのか、原料原産地表示の目的ということでいろいろ議論があるのですが、まさに原料原産地というのはいろいろな世界で議論がされていますし、実際に表示されているもの、されていないもの、多々ございます。その場合、当然最終的には消費者にどういう情報を提供するかということだし、その選択というものに資するというところでございますけれど、そこは品質という面、安全性という面、消費者が求めるものいろいろございます。品質という面は、イコール価格差でありますでしょうし、安全性というのは、確かに藤田委員がおっしゃったようにいろいろな議論があるかと思いますが、安全性も含めて消費者は表示に期待をしていることは間違いのないという中で、米については、何回も申し上げますとおり、今回の事故を米穀の問題で、昔より主食としての地位が落ちてきたとはいえ、やはり米というものに対して国民が非常に敏感な感受性をお持ちであるということがよくわかったということが1つございます。

そういう中で米については、残念ながら今回もはっきりしましたとおり、見た目だとかいろいろなことではなかなか判別もつかないということもあり、逆に、だからこそ価格差が非常に大きいにもかかわらず、いろいろな不正というものがあるという商品。これは、昔からそういうことでございます。

そういう中で今回、流通というものを考え直したときに、1つは、やはり何かが起こったときにトレースをしていく。また、そのトレースした結果として、さまざまな情報というものがきちんと各業者がわかるということになるわけですが、それについて最低限原料原産地、その書き方というのはいろいろあるかと思えます。ただ最低限、例えば国産米と。なかなか外国産米というのは書けないというような話もあるものですから、外国なら外国のお米の国の名前というぐらいはやってもいいのではないかとというのが1点。

ただ、その際に、先ほど相澤委員から加工品の話がございまして、そこはぜひ本当は今日御意見を4ページで、例えばご飯として提供されるもの。そのご飯というものが、先ほどのおにぎりの中で、ご飯なのか、中の梅干しなのか、消費者がどちらを求めるかというのがありますけど、明らかに消費者は、ご飯というものをおにぎりについては求めるのだらうと思えます。それがでございまして、提供されるもの、こういう切り口でいいかどうか。こういうものがすべて入ると言っているつもりもございませんけど、考えられるものを述べただけです。

2つ目の切り口というのは、社会通念上、当たり前のように米の加工品ですよ、というふうな切り口。これだととは違って、むしろに近くなって、通常、表示の世界である重量何%のような世界に近づいてきます。ただ、本当に今回やろうとしていることは、のような、単純に重量何%ということでもないのではないかなということで、とかのようなことをちょっと考えて、本当はこの辺のいろいろ御意見をいただければということでございます。

ちょっと目的等について私の説明がうまくいかなかったと思いますので、もう1回そこは整理して、きちんとお示ししたいと思えますけど、ある意味トレーサ、あと表示というのは、流通においていろいろ起こる問題、かつ最終的に消費者に選択していただくというものにおける2つの重要な手法であると私としては理解をして、提案をさせていただいたところでございます。何か補足ございますか。

吉田座長 補足ございますか。

新井表示・規格課長 今、原料原産地というのは、従来のJAS法の世界で品質をあら

わすものとして議論をしまいいりました。今、実は拡大に向けて議論をしているのですが、消費者の方にアンケートをとりますと、原料原産地から品質を読み取りたいという方は実は10%に満たないという状況になっています。残りの90%のうち、半分の方は安全性がわかるからという形に原料原産地を見ている。もう半分の方々が、特定の国の商品を買いたくないからという形で、そういう意味で原料原産地情報をつかっていらっしゃるという現状でございます。

品質といいますとまさに価格差、それによって消費者がだまされたという思いというのが、実は原料原産地の表示の大きな意味を占めておまして、今回、特に米という国民の主食のものにどう対応していくかという形で、冒頭お話ししましたが、共同会議のほうでは、高度な加工品については今度どうするかという別の議論をしておりますけれども、その中での議論とは切り離れたものとしてこの表示の目的も考えていく必要があるのかなというふうに考えております。

吉田座長 今、農水省のほうから原料原産地表示の件について考え方が示されましたが、何か御意見ございますか。あるいは、次回に向けてこういう点を詰めてほしいということ、整理してほしいということについても意見があれば、よろしいですか。

あと、ちょっと私から聞きますと、食糧法で帳簿の備え付け違反とかということで、今罰則を受けたのは年間何件ぐらいありますか。

枝元計画課長 ちょっと調べます。

吉田座長 どの程度あるのかなと思って。これは今後の問題ですが。

それでは、よろしいでしょうか。

予定の時間になりましたので、本日の議論はここまでで、各委員からの御意見を踏まえてさらに検討を進める必要がある事項について、事務局で整理していただきたいと思っております。

(2)委員要求資料の説明

吉田座長 それでは、「委員要求資料」がここにあると思うのですが、この「委員要求資料」の主な質問を要求されたのが、今日御欠席の阿南委員なのです。それで、御質問、要求された委員がいないときに説明があると、また次回も同じような説明が必要になるかと思っておりますので、皆さんに待っていただいて、次回、阿南委員が御出席のときに説明していただ

くということではいかがでしょうか。

では、カドミウム米の色をつけた問題についてだけ、ちょっと御説明をお願いします。

枝元計画課長 1分で終わらせます。1枚めくっていただきまして、今日の議論に関連します資料はこれだけだろうと思います。横流れ防止のための着色で幾らかかかるかということでもございました。カドミにつきましては、今粉碎、着色をしてございますけど、これがトン当たり1万6,200円、キロにして16.2円ということです。これにさらに運送費がかかるということもございます。これは合板接着増用に米を使う場合でございますけれども、アルファ化、のり化をして粉碎して、ベンガラをまぜて、右の下にあるような着色をするということもございます。MA米などは、この着色をせずに粉碎まで行っているということで、ベンガラの着色経費は100円でございます。粉碎しないと色がつきませんので、こっちのほうにお金がかかるということで、キロ16円というのは、工業用という世界から見ると非常に大きな価格になるかと思えます。そういう意味では、やはり粉碎すること、もしくはそれにプラスして色をつけるというのは、相当のコストがかかるということもございます。

とりあえず御報告をしておきます。

吉田座長 よろしいでしょうか。

(3)その他

吉田座長 それでは、最後に、事務局のほうから連絡事項をどうぞ。

枝元計画課長 本日は、長時間ありがとうございました。

次回第6回の検討会でございますが、11月の12日水曜日の午後1時でございます。場所は、恐縮です、ここがとれませんでしたので、1度やりました三番町の共用会議所、ちょっと来にくかったと思いますが、そこで開催いたします。

内容といたしましては、今日いただいた議論なり、ぜひメールでもお電話でも結構ですので、今日の論点の取りまとめ等についてまたいろいろ御指導いただいて、それを参考にさらに検討を進めて、より字句を整理していきたいと思っております。

以上でございます。

吉田座長 本日は活発な御意見、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして本日の検討会を終了させていただきます。どうもありがと

うございました。

閉 会